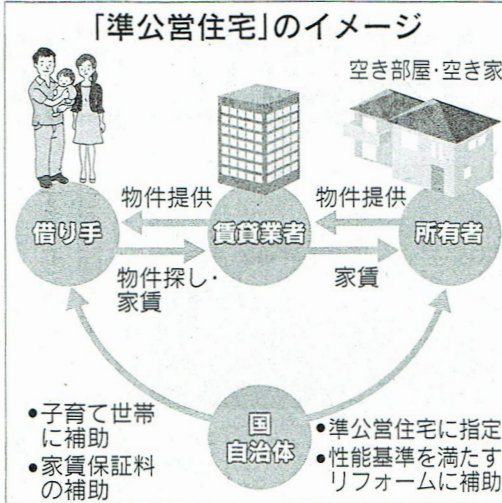


空き家「準公営住宅」に

家賃を補助 子育て世帯支援

国土交通省は全国で増え続ける空き家を公営住宅（3面きょうのことば）に準じる住宅として活用する。耐震性などの基準を満たす空き家の民間アパートや戸建て住宅を「準公営住宅」に指定。所有者が生活費負担が大きい子育て世帯などに貸すことを認める。家賃の補助も検討する。自治体の財政が厳しくなるなかで、公営住宅の新設費用を抑える効果も見込んでいる。

国交省検討 建設コスト抑制



制度の詳細設計をまとめたうえで、2017年の通常国会への関連法案提出を目指す。民間アパートなどよりも賃料が割安な公営住宅は自治体が建設して国が費用を支援するが、財政が厳しい自治体は新設に慎重だ。国交省は子育て世帯などに空き家を提供する仕組みをつくり、公営住宅の建設費抑制と子育て支援の両立を狙う。

公営住宅の不足で入れない高齢者世帯の入居も想定する。

公営住宅の収入基準は自治体が定める。国交省によると、全世帯の収入区分の上位25%（月15万8千円）までが入居できる場合が多い。準公営住宅は公営住宅の収入基準よりも家賃が高くなる見込みだが、家賃を補助する方針だ。

準公営住宅は公営住宅よりも家賃が高くなる見込みだが、家賃を補助する方針だ。

国交省は民間の住宅賃貸業者が準公営住宅を仲介し、借り手は民間物件と条件を見比べて選べる

仕組を想定する。準公営住宅は空き家対策と公営住宅の代用を期待できる半面、民間のアパートやマンションを供給する不動産業者には民業圧迫になる可能性もあるため、国交省は慎重に制度設計を進める。

同じ水準の民間物件よりも実質的に安くする方針だ。さらに別枠で子育て世帯向けの家賃補助も検討する。家賃の滞納対策として家賃保証会社に支払う保証料を国が補助し、滞納が数カ月続けば退去を求めるルールをつくる。

準公営住宅に転用する空き家を選定するため、耐震性や省エネ性、遮音性などの基準を新たに設ける。基準を満たすために空き家を補修・改修する所有者には費用を補助する方針だ。

国交省は民間の住宅賃貸業者が準公営住宅を仲介し、借り手は民間物件と条件を見比べて選べる

公営住宅は全国に216万戸（2013年度）あるが、10年前から増えていない。自治体が財政難などで新設に慎重なため。一方で、人口減少に伴って都市部でも公営住宅が増えている。全国の空き家は13年時点で820万戸に上り、10年前から24・4%増えた。野村総合研究所は有効な対策を講じないと、33年には空き家率が3割を超える

と予測している。